

議案第84号

東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、平成30年3月31日をもって、解散する東部清掃施設組合の財産処分を別紙のとおり定めることについて議決を求める。

平成29年12月5日提出

南風原町長 城 間 俊 安

（提案理由）

東部清掃施設組合の解散に伴う財産処分について協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

南部広域行政組合に帰属せしめる財産は下記のとおりとする。

1. 清掃工場（平成30年3月末見込み）

- （1）土地（登記簿上の面積）：14,944m²
- （2）建物（延べ床面積）：3,334.85m²
- （3）物品：7台
- （4）地方債（財政融資資金）：41,600,000円

2. 汚泥再生処理センター（平成30年3月末見込み）

- （1）土地（登記簿上の面積）：3,576m²
- （2）建物（延べ床面積）：1,530.63m²
- （3）物品：2台
- （4）地方債（財政融資資金）：554,362,252円

3. し尿処理場跡地（平成30年3月末見込み）

- （1）土地（登記簿上の面積）：2,765m²

4. 財政調整基金（平成30年3月末見込み）：94,947,118円